

議案第 12 号

平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,517 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 887,917 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日提出

美浦村長 中 島 栄

9 月 21 日原案の通り議決

美浦村議会議長 沼 崎 光 芳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		160,000	5,250	165,250
	1 国庫補助金	160,000	5,250	165,250
4 県支出金		18,100	800	18,900
	1 県補助金	18,100	800	18,900
6 繰入金		179,252	840	180,092
	2 基金繰入金	89,211	840	90,051
7 繰越金		1	17,627	17,628
	1 繰越金	1	17,627	17,628
9 村債		217,800	6,000	223,800
	1 村債	217,800	6,000	223,800
歳入合計		857,400	30,517	887,917

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		622,293	30,223	652,516
	1 下水道管理費	150,291	17,723	168,014
	2 下水道事業費	472,002	12,500	484,502
2 諸支出金		1	294	295
	1 繰出金	1	294	295
歳 出 合 計		857,400	30,517	887,917

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 下 水 道 処 理 施 設 維 持 管 理 委 託 料	平成31年度から平成33年度まで	100,154
合 計		100,154

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	217,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。	223,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し の後の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するところによ る。ただし村財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、もしく は繰上償還又は低 利に借換えするこ とができる。
合 計	217,800				223,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	160,000	5,250	165,250
4 県支出金	18,100	800	18,900
6 繰入金	179,252	840	180,092
7 繰越金	1	17,627	17,628
9 村債	217,800	6,000	223,800
歳入合計	857,400	30,517	887,917

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	622,293	30,223	652,516	6,050	6,000	18,173	
2 諸支出金	1	294	295			294	
歳 出 合 計	857,400	30,517	887,917	6,050	6,000	18,467	

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 下水道事業費国庫補助金	160,000	5,250	165,250
計	160,000	5,250	165,250

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 公共下水道費県補助金	18,100	800	18,900
計	18,100	800	18,900

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 公共下水道事業基金繰入金	89,211	840	90,051
計	89,211	840	90,051

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	17,627	17,628
計	1	17,627	17,628

(款) 9 村債

(項) 1 村債

1 下水道事業債	217,800	6,000	223,800
計	217,800	6,000	223,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 公共下水道事業費 補助金	5,250	10 社会資本整備総合交付金 5,250

1 公共下水道費県補 助金	800	10 下水道整備支援事業費 800

1 公共下水道事業基 金繰入金	840	5 公共下水道事業基金繰入金 840

1 前年度繰越金	17,627	5 前年度繰越金 17,627

1 下水道事業債	6,000	50 公共下水道事業債 6,000

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	45,074	17,723	62,797			17,723	
計	150,291	17,723	168,014			17,723	

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

1 公共下水道事業費	472,002	12,500	484,502	6,050	6,000	450	
計	472,002	12,500	484,502	6,050	6,000	450	

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

1 一般会計繰出金	1	294	295			294	
計	1	294	295			294	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	19	1 職員給与関係経費 130
		2 給料 19
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	111	3 職員手当等 111
		1 扶養手当 △70
		1 扶養手当
8 報償費	100	2 住居手当 120
		1 住居手当
		3 通勤手当 61
18 備品購入費	160	3 通勤手当（一般職）
		2 下水道事務費 17,593
25 積立金	17,333	8 報償費 100
		1 報償金
		1 報奨金
		18 備品購入費 160
		2 機械器具費
		1 機械器具費
		25 積立金 17,333
		16 公共下水道事業基金積立金
		1 公共下水道事業基金積立金

13 委託料	12,852	2 公共下水道整備事業 12,500
		13 委託料 12,852
		8 測量・設計・監理委託料
		40 管渠工事設計委託料
15 工事請負費	△352	15 工事請負費 △352
		1 土木工事
		10 公共下水道工事

28 繰出金	294	2 一般会計繰出金 294
		28 繰出金 294
		11 一般会計繰出金
		1 一般会計繰出金

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与			
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)
補正後	長 等					
	議 員					
	その他の 特 別 職					
	計					
補正前	長 等					
	議 員					
	その他の 特 別 職					
	計					
比 較	長 等					
	議 員					
	その他の 特 別 職					
	計					

[illegible]

2. 一般職
1 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(<u> </u>) 4		17,317	11,170
補 正 前	(<u> </u>) 4		17,298	11,059
比 較	(<u> </u>)		19	111

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補 正 後	86	324	210		400
	補 正 前	156	204	149		400
	比 較	△ 70	120	61		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	
給 料	19	給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増減分	
		その他の増減分	19
職 員 手 当	111	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	111

(単位：千円)

計	共 済 費	合 計	備 考
28,487	5,392	33,879	
28,357	5,392	33,749	
130		130	

() 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	756	3,975	3,083	2,336	
	756	3,975	3,083	2,336	

(単位：千円)

説 明	備 考
一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
一般行政職 技能労務職	
退職者・新採用者差額	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 その他 計
特別昇給・昇格差額	補正後 4 人 人 4 人 補正前 4 人 人 4 人 増 減 人 人 人
会計間異動の異動による 差額	採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人
その他 19	会計間の異動 2 人
管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	
扶養手当 △ 70 住居手当 120 通勤手当 61 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
平成30年9月1日現在	平均給料月額	359,600
	平均給与月額	392,606
	平均年令	49歳10月
平成30年3月1日現在	平均給料月額	357,596
	平均給与月額	387,289
	平均年令	49歳 1月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	151,500	147,100
大 学 卒	179,200	179,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成30年9月1日現在	7	()	()
	6	() 1	() 25.0%
	5	() 1	() 25.0%
	4	() 1	() 25.0%
	3	() 1	() 25.0%
	2	()	()
	1	()	()
	計	() 4	() 100.0%
平成30年3月1日現在	7	()	()
	6	() 1	() 25.0%
	5	() 1	() 25.0%
	4	() 1	() 25.0%
	3	() 1	() 25.0%
	2	()	()
	1	()	()
	計	() 4	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師	困難な職務を分掌する主事、技師	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長	特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

エ. 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	
補 正 後	職員数（ A ）（人）		4	4	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					
補 正 前	職員数（ A ）（人）		4	4	
	昇給に係る職員数（ B ）（人）				
	号給数別内訳	2 号給（人）			
		4 号給（人）			
		6 号給（人）			
		8 号給（人）			
		号給（人）			
	比 率（ B ）／（ A ）（％）				
特別昇給に係る職員数（人）					

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
補正前	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	
国の制度	($\frac{1.075}{2.125}$)	($\frac{1.225}{2.275}$)	($\frac{2.3}{4.4}$)	有	

カ. 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	